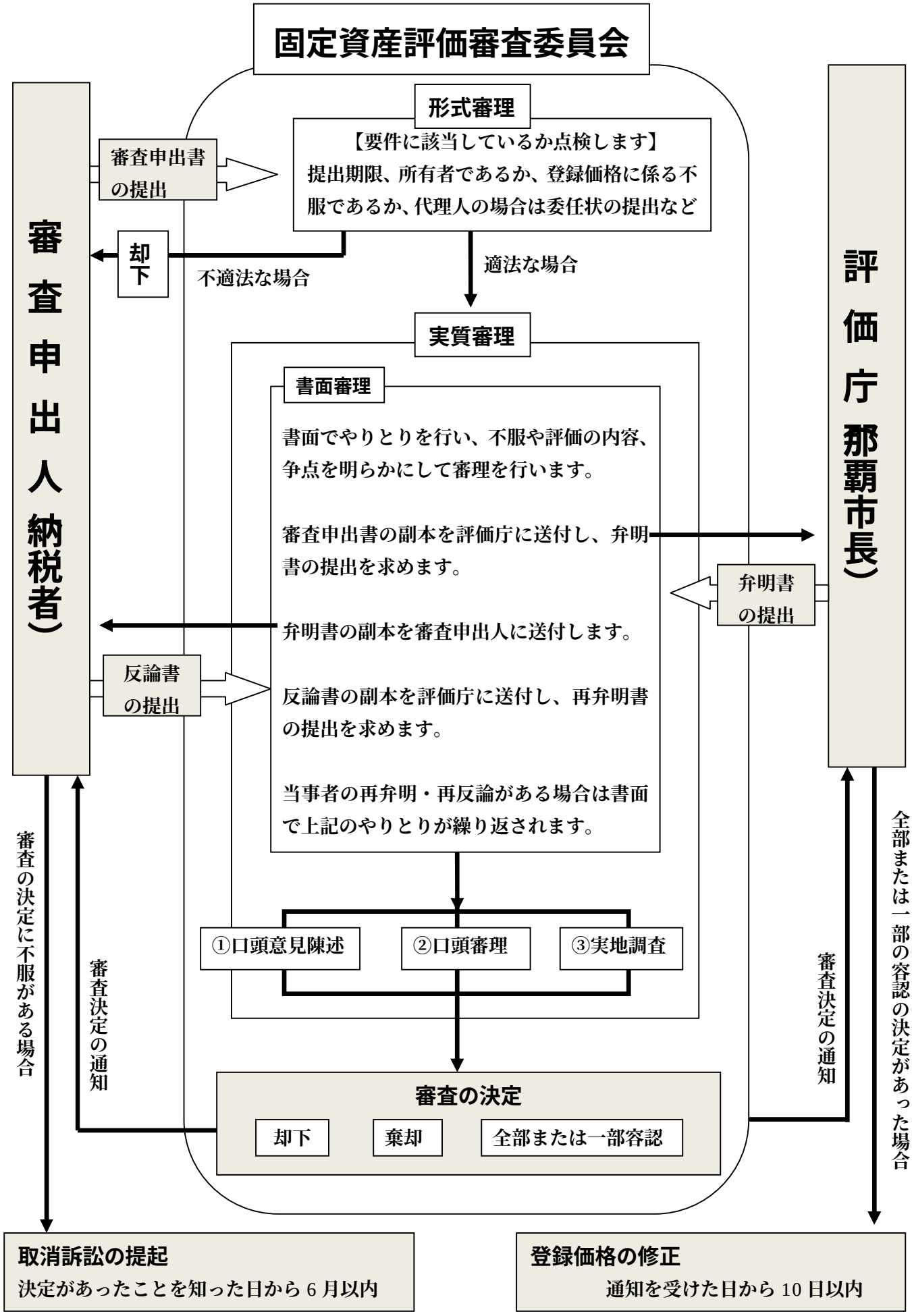
固定資産評価審査委員会
審査申出人（納税者）
評価庁（那覇市長）
形式審理
【要件に該当しているか点検します】
提出期限、所有者であるか、登録価格に係る不服であるか、代理人の場合は委任状の提出など
審査申出書の提出
却下
不適法な場合
適法な場合
実質審理
書面審理
書面でやりとりを行い、不服や評価の内容、争点を明らかにして審理を行います。
審査申出書の副本を評価庁に送付し、弁明書の提出を求めます。
弁明書の提出
弁明書の副本を審査申出人に送付します。
反論書の提出
反論書の副本を評価庁に送付し、再弁明書の提出を求めます。
当事者の再弁明・再反論がある場合は書面で上記のやりとりが繰り返されます。
①口頭意見陳述
②口頭審理
③実地調査
審査の決定
却下
棄却
全部または一部容認
審査の決定に不服がある場合
審査決定の通知
審査決定の通知
全部または一部の容認の決定があった場合
取消訴訟の提起
決定があったことを知った日から6月以内
登録価格の修正
通知を受けた日から10日以内